

栃木市国民健康保険運営協議会資料

日 時：令和5年5月26日(金)

午後1時～

場 所：栃木市役所

3階 正庁A B

栃木市生活環境部保険年金課

令和5年度第1回栃木市国民健康保険運営協議会次第

日 時：令和5年5月26日(金)午後1時～

場 所 栃木市役所 3階 正庁A

1 開 会

2 あいさつ

3 会議録署名者指名

4 議 事

(1) 令和5年度事業計画（案）について

(2) 市長の専決処分について
（栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

(3) 国民健康保険税率等の見直しについて

(4) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）の策定について

(5) その他

5 閉 会

令和5年度事業計画（案）

開催日	内容
令和5年 5月26日	第1回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 令和5年度事業計画（案）について (2) 市長の専決処分について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例） (3) 国民健康保険税率等の見直しについて (4) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期） および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期） の策定について
7月6日	第2回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて (2) 令和4年度国民健康保険特別会計決算について (3) 令和4年度データヘルス事業の実績について
10月18日 (Web会議)	国保運営協議会委員研修会の開催 (県国保連合会、県運営協議会長会主催)
11月中旬	第3回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 国民健康保険税率等の見直しについて・・・答申 (2) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期） および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期） の策定について・・・素案
令和6年 1月中旬	第4回 国民健康保険運営協議会の開催 (1) 栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期） および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期） の策定について (2) 令和6年度国民健康保険特別会計予算(案)について

※上記のほか、必要に応じて随時運営協議会を開催する場合があります。

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

1 背景・目的・効果・特記事項

令和5年度税制改正の大綱（令和4年12月23日閣議決定）において、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象世帯に係る軽減判定所得基準が改正されることに伴い、本市においても、栃木市国民健康保険税条例の一部を改正するもの。

2 概要

- (1) 国民健康保険税の減額に係る軽減判定所得の基準額を定めること。（第23条関係）
- (2) 引用条項を改め、字句の整理を行うこと。（第23条の2、第24条の2及び附則関係）
- (3) 令和5年4月1日から施行とすること。

3 他市の状況

全国的に同様の改正が行われる予定である。

4 財政的作用

令和5年度において、国民健康保険税が約500万円減額となるが、軽減される約500万円及び保険者支援分約300万円の合計約800万円が保険基盤安定繰入金として見込まれる。

栃木市条例第 23 号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成 22 年栃木市条例第 66 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項第 2 号中「285,000 円」を「290,000 円」に改め、同項第 3 号中「520,000 円」を「535,000 円」に改める。

第 23 条の 2 中「第 24 条の 2」を「第 24 条の 2 第 1 項」に改める。

第 24 条の 2 第 2 項中「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第 19 条第 3 項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第 18 項中「第 23 条第 1 項」を「第 23 条」に、「同条中」を「同条第 1 項中」に改める。

附則第 19 項、第 20 項、第 22 項から第 25 項まで、第 28 項及び第 29 項中「第 23 条第 1 項の」を「第 23 条の」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、令和 5 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 4 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第53号（保険年金課）

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

現	行
（国民健康保険税の減額）	
<p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p>	
(1) 略	
(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>285,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）	
ア～カ 略	
(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき <u>520,000円</u> を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）	
ア～カ 略	
2 略	
（特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例）	
<p>第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。<u>第24条の2</u>において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得金額」</p>	

改 正 案

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が63万円を超える場合には、63万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が19万円を超える場合には、19万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。

(1) 略

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき290,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

ア～カ 略

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

ア～カ 略

2 略

(特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例)

第23条の2 国民健康保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第703条の5の2第2項に規定する特例対象被保険者等をいう。第24条の2第1項において同じ。）である場合における第3条及び前条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「規定する総所得

現

行

とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

1～17 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

改 正 案

金額」とあるのは「規定する総所得金額（第23条の2に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、前条第1項第1号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第28条第2項の規定によって計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。次号及び第3号において同じ。）及び」とする。

（特例対象被保険者等に係る申告）

第24条の2 略

- 2 前項の申告書を提出するに当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和50年労働省令第3号）第17条の2第1項第1号に規定するものをいう。）又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）の提示を求められた場合においては、これを提示しなければならない。

附 則

1～17 略

（公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 18 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条の規定の適用については、同条第1項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

現

行

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。)の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額(」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額(」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

21 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金

改 正 案

19 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

20 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

21 略

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

22 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」と

現

行

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8

改 正 案

あるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

23 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

24 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

25 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8

現

行

条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

26・27 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条第1項**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるの

改 正 案

条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

26・27 略

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

28 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

29 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条及び**第23条**の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及

現

行

は「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

30 略

改 正 案

び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

30 略

国民健康保険税率等の見直しについて

1 背景・目的

国保制度改革に伴い、県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっている。本市では令和4年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和4年度から新税率により課税を行っている。国民健康保険運営協議会より「国保事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると年々赤字額が増え、基金取崩しが増えていくことが予測されるため、令和5年度に検証を行うこと」との答申を得ており、令和5年度に保険税率等の検証を行うもの。

2 概要

- (1) 県が算定する標準保険料率を基本として、国民健康保険税率の検証を行うこと。
- (2) 課税限度額を現行の99万円から地方税法施行令に定める104万円に改めること。

3 他市の状況

- (1) 県内各市において、標準保険料率を参考に税率等の改定が行われている。
- (2) 改正済み 5市（足利市、日光市、矢板市、さくら市、那須烏山市）
改正予定 8市（宇都宮市、佐野市、鹿沼市、小山市、真岡市、大田原市、那須塩原市、下野市）

4 その他

国民健康保険税率見直し検証スケジュール（案）により進めていく。

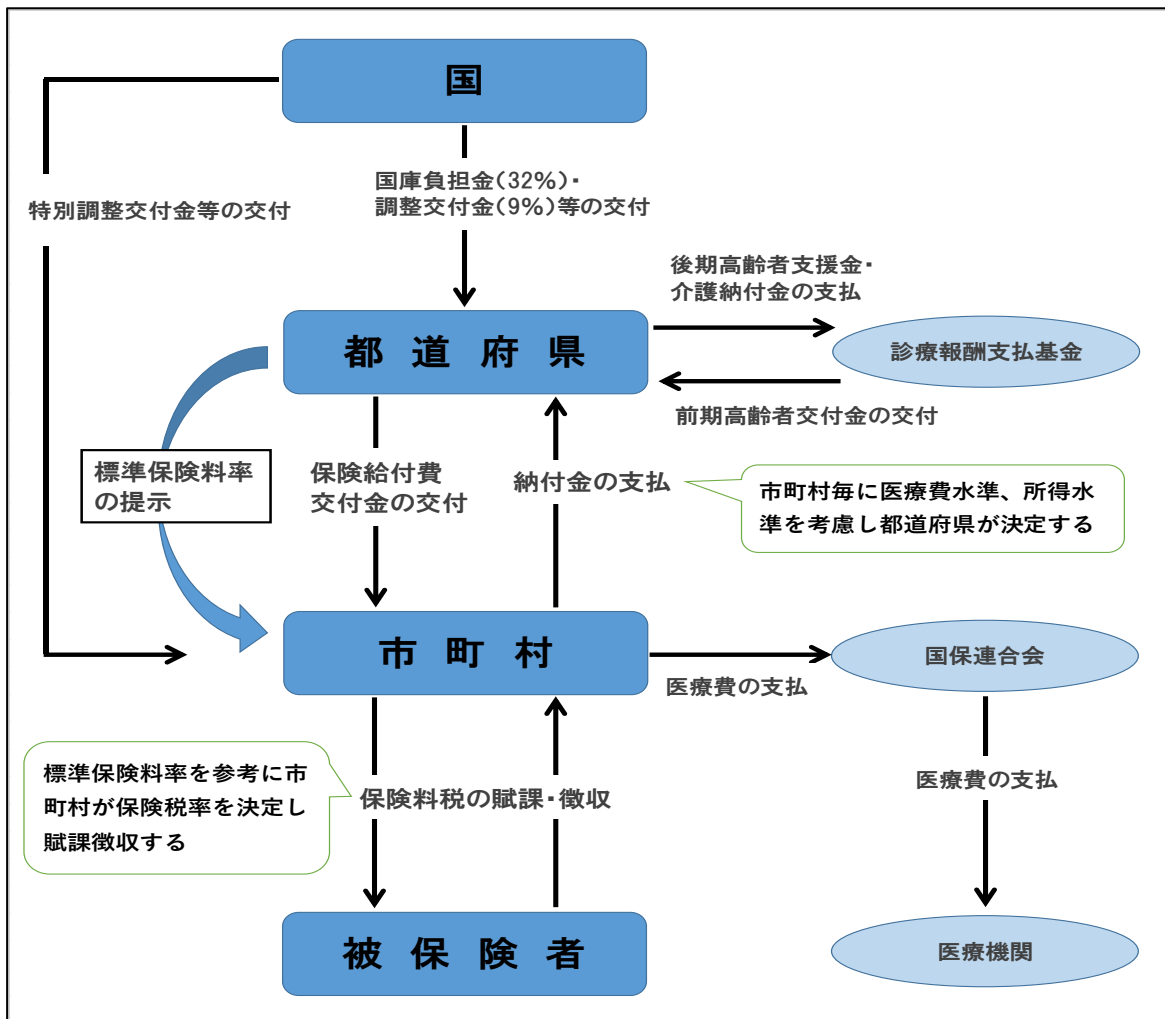
国民健康保険税率等の見直しについて

1 国保制度改革の概要

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うことになった。

県は、保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の納付金の額を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付する。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町はこれを参考に保険税率を決定する。

市町は、引き続き資格管理、保険税率の決定、賦課・徴収、保険給付、保健事業等の業務を行う。



2 保険税率等見直しの検討経緯

国保制度改革に伴い、県が示す標準保険料率を参考に保険税率等を決定することになっている。本市では令和4年3月に国民健康保険税条例を改正し、令和4年度から新税率により課税している。

令和4年度の税率改定にあたり、国民健康保険運営協議会より「国保事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると年々赤字額が増え、基金取崩しが増えていくことが予測されるため、令和5年度に検証を行うこと」との答申を得ており、令和5年度に保険税率等の検証を行うもの。

3 現状

令和4年度は、税率引き下げによる減収分と前年度繰越金等の状況から剰余金が発生し、保険財政調整基金に積立てができたため、基金残額が約27億円となっている。

しかし、令和5年度からの収支見通しは、団塊の世代の方が75歳を迎え、後期高齢者医療制度へ移行してきていることや令和4年10月1日より社会保障の適用拡大による社会保険への移行などから、ますます被保険者の減少が見込まれ、保険税収も減少となることから、財源不足により保険財政調整基金を取り崩して財源にあてると見込んでいる。

このことから、約2億円の基金繰入を行い前年度の積立残金や利子等を積立ると、令和5年度末の基金残額は約25億円との見通しである。

4 保険税率等見直しの考え方（案）

県が算定する標準保険料率を基本とし、保険財政調整基金を10年間で緩やかに活用していくこととしている。

前回の令和3年度の見直しの際には、令和元年度からの3年間の状況等を踏まえて検討を行うことができたが、今回は、税率改正後わずか1年の経過だけで判断するには、今後の見通しが不透明であることや国保事業費納付金と基金残高等を踏まえ、慎重に税率の検討を進めていきたい。

(1) 保険税率

県が算定する標準保険料率を基本とする。

(2) 課税限度額の引き上げ

本市の保険税の課税限度額は、現在99万円となっているが、高額所得者の負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める104万円に引き上げる。

	医療分	後期高齢者支援分	介護分	計
現行	<u>63万円</u>	<u>19万円</u>	17万円	<u>99万円</u>
改正案	<u>65万円</u>	<u>22万円</u>	17万円	<u>104万円</u>

令和5年度国保事業費納付金及び標準保険料率の算定結果について

1 国保事業費納付金

(1) 国保事業費納付金総額

令和5年度の国保事業費納付金総額は、4,072,174千円であり、前年度に比べ352,929千円の減(92.02%)となっている。

国保事業費納付金総額

(単位：千円)

区 分	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	3,016,359	2,592,939	△ 423,420	85.96%
後期高齢者支援金分	1,043,762	1,111,782	68,020	106.52%
介護納付金分	364,982	367,453	2,471	100.68%
合 計	4,425,103	4,072,174	△ 352,929	92.02%

※国保事業費納付金は、各市町の医療費水準及び所得水準を反映し、算定されている。

(2) 被保険者一人当たりの負担額

令和4年度の国保事業費納付金の被保険者一人当たりの負担額は124,330円であり、前年度に比べ3,080円の減(98.14%)となっている。

被保険者一人当たりの負担額

(単位：円)

区 分	2022年度 (R4年度)	2023年度 (R5年度)	比 較	伸 率
医療給付費分	86,849	78,405	△ 8,444	90.28%
後期高齢者支援金分	30,052	33,618	3,566	111.87%
介護納付金分	34,416	36,907	2,491	107.24%
全 体	127,410	124,330	△3,080	98.14%

(被保険者数)
2022年度(R4年度)
34,731人
(介護分のみ10,605人)

2023年度(R5年度)
33,071人
(介護分のみ9,956人)

※「全体」の額は、一人当たりの負担額の医療分、後期分、介護分の合計ではなく、納付金総額(医療分、後期分、介護分の計)を全被保険者数で除した額。

2 標準保険料率

国保事業費納付金の支払に必要な税額を確保するための標準保険料率を県が算定する。令和5年度からの税率と比較すると、均等割 2,093 円、平等割△211 円の差となっている。

(1) 令和5年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.04%	24,876 円	17,754 円
後期高齢者支援金分	2.89%	11,443 円	8,167 円
介護納付金分	2.37%	12,274 円	6,168 円
合 計	11.3%	48,593 円	32,089 円

【参考】令和4年度 標準保険料率（市町村算定方式）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	7.26%	27,973 円	19,749 円
後期高齢者支援金分	2.62%	10,160 円	7,173 円
介護納付金分	2.38%	11,634 円	6,054 円
合 計	12.26%	49,767 円	32,976 円

(2) 現行税率（令和4年度～）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	6.6%	25,100 円	18,600 円
後期高齢者支援金分	2.6%	10,200 円	7,500 円
介護納付金分	2.1%	11,200 円	6,200 円
合 計	11.3%	46,500 円	32,300 円

(3) 比 較 （1）－（2）

区 分	所得割	均等割	平等割
医療給付費分	△ 0.56%	△ 224 円	△ 846 円
後期高齢者支援金分	0.29%	1,243 円	667 円
介護納付金分	0.27%	1,074 円	△ 32 円
合 計	0%	2,093 円	△ 211 円

国民健康保険税率見直し検証スケジュール(案)

	令和5年度												令和6年度				備考
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
庁議等		5/10 ● 庁議 (見直方針)						11/10 ● 庁議 (改正案審議)		1/10 ● 庁議 (条例案審議)							
議会関係		● 正副議長レクチャー (見直方針)								● 正副議長レクチャー (改正案) 議員研究会● (改正案の説明)		定例市議会 (議案の審議)					
国保運営協議会			第2回 ● (税率の検証)				第3回 ● (税率の検証) ● 答申										
その他		● 正副市長レクチャー (見直方針) 5/26 ● 運営協議会へ諮問											● 県に資料提出 ★ 条例施行				
							● R6県標準保険料率等 仮係数の提示			● R6県標準保険料率等 (確定)提示							



栃市保第123号
令和5年5月18日

栃木市国民健康保険運営協議会
会長 小堀 良江 様

栃木市長 大川 秀子



国民健康保険事業運営について（諮問）

時下 ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

本市国民健康保険事業につきましては、日頃より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、国民健康保険事業運営に関し、下記事項について諮問いたしますので、ご審議のうえ答申くださいますようお願い申し上げます。

記

- 1 国民健康保険税率の見直しについて
- 2 課税限度額の引き上げについて

生活環境部保険年金課国保係
木嶋・齊藤
TEL 0282-21-2131

《諮問の主旨》

国民健康保険を将来にわたり安定的かつ持続的な制度とするための制度改革が行われ、平成30年度から毎年3,400億円の公費が投入され、財政基盤の強化が図られるとともに、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の中心的な役割を担うこととなりました。

県は保険給付費等の見込みを立て、医療費水準や所得水準に応じた各市町の国保事業費納付金を決定し、市町はこれを納付するとともに、県は保険給付費の支払いに必要な額を全額市町に交付しています。また、県は、納付金の支払いに必要な額を確保するための標準保険料率を市町に示し、市町は、これを参考に保険税率を決定することとなっております。

本市においては、令和4年3月に国民健康保険条例を改正し、令和4年度から新税率により課税しています。

令和4年度の税率改定にあたり、国保事業費納付金の今後の状況、被保険者の減少による税収の減少を踏まえると年々赤字額が増え、基金取崩しが増えていくことが予測されるため、令和5年度に検証を行うことになっていることから、令和6年度の国民健康保険税率の見直し及び課税限度額の引き上げについて検討する必要がありますので、慎重なご審議のうえ、答申くださいますようお願い申し上げます。

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）の策定について

1 背景・目的

高齢者の医療の確保に関する法律により、医療保険者に実施が義務付けられている特定健康診査及び特定保健指導について、その実施方法や具体的な目標等を定めた「栃木市特定健康診査等の実施に関する計画」（第3期）が令和5年度で最終年度となることから、令和6年度から令和11年度までの第4期計画を策定するもの。

また、「栃木市国民健康保険データヘルス計画」については、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針に基づき、被保険者の健康の保持増進に資することを目的とした保健事業の実施計画であり、第2期計画が令和5年度で最終年度となることから、令和6年度から令和11年度までの第3期計画を策定するもの。

なお、保険者が保健事業を総合的に企画し、効果的・効率的に実施することができるように、可能な限り両計画を一体的に策定することが望ましいとされているため、1つの計画として策定する。

2 概要

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）について策定すること。

3 他市の状況

原則すべての市町で同様の各計画を策定している。

4 その他

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）および栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）策定スケジュール（案）により進めていく。

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画（第4期）策定について

1 計画の趣旨

高齢者の医療の確保に関する法律第19条に基づき、保険者は特定健康診査および特定保健指導の実施を義務付けられており、特定健康診査等基本指針に即して、成果に関する具体的な目標並びに適切かつ有効な実施のために必要な計画である。

平成30年度から令和5年度の第3期計画では、特定健康診査の結果からメタボリックシンドローム及びその予備群を抽出し、特定保健指導を実施することにより、糖尿病等の生活習慣病を予防することを目指して取り組んできた。第3期計画の期間終了に伴い、引き続き第4期計画を策定するものである。

2 計画策定の方針

実施計画には基本指針に掲げる項目を記載する。

- ・ 特定健康診査の実施場所、実施項目、実施時期又は期間、周知や案内の方法など
- ・ 特定健康診査および特定保健指導の実施率に係る目標、対象者数など
- ・ 個人情報の保護、計画の評価及び見直しについて

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

4 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、関係各課および現場での実施を担う実施医療機関との協議・検討を行い、栃木市国民健康保険運営協議会に報告して意見を伺う。

5 計画策定のスケジュール

別紙のとおり

6 データヘルス計画とのかかわり

保険者が保健事業を総合的に企画し、効果的・効率的に実施することができるように、可能な限り特定健康診査等の実施に関する計画とデータヘルス計画を一体的に策定することが望ましいとされているため、1つの計画として策定する。

栃木市国民健康保険データヘルス計画（第3期）の策定について

1 計画の趣旨

データヘルス計画は、国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針の一部の改正（平成26年3月改正【厚生労働省】）に基づき、被保険者の健康の保持増進に資することを目的として、特定健康診査の結果やレセプトデータ等の健康・医療情報の分析に基づいた効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための実施計画である。

平成30年度から令和5年度までの第2期計画では、「健康寿命の延伸」「医療費の抑制」を目標に、個別保健事業を実施してきたが、第2期計画の期間終了に伴い、引き続き第3期計画を策定するものである。

2 計画策定の方針

- ・国保データベースシステム等を活用し、特定健康診査やレセプトのデータ分析を行う。
- ・データ分析に基づき、健康課題を抽出・明確化する。
- ・健康課題を解決するための個別保健事業を設定する。
- ・PDCAサイクルに沿った事業の展開が継続的に行われるよう、関係課が連携して取り組む体制を構築する。

3 計画期間

令和6年度から令和11年度までの6年間とする。

4 計画の策定体制

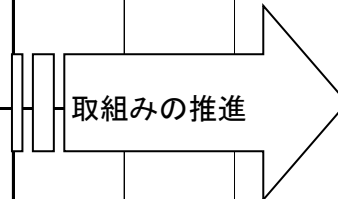
計画の策定にあたっては、関係各課との協議・検討を行い、栃木市国民健康保険運営協議会に報告して意見を伺うとともに、栃木県国民健康保険団体連合会保健事業支援・評価委員会の支援を受ける。

5 計画策定のスケジュール

別紙のとおり

栃木市特定健康診査等の実施に関する計画(第4期)および 栃木市国民健康保険データヘルス計画(第3期)策定スケジュール(案)

	令和5年度												令和6年度			備考	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月		
庁議		5/10 ● 策定方針の審議								26 ● 素案の報告		9 or 20 ● 計画案の審議					
議会		5/12正副議長レク ● 策定方針の説明											● 計画の報告				
国保運営協議会		5/26 ● 策定方針の説明						中旬 ● 素案の検討		中旬 ● 計画案の検討							
庁内調整			← 関係各課との協議 →														
医療機関調整				← 関係医療機関協議 →													
国保連:保健事業 支援・評価委員会					● 第1回支援			● 第2回支援									
まとめ・公表							←→ 素案作成		←→ 素案まとめ	←→ 素案修正		←→ 計画案まとめ				● 決定・公表(広報紙・市HP)	



※パブコメについて…国保運営協議会において、報告・検討を行っているため、パブコメは実施しない。
 構成委員:国保被保険者代表、保険医・保険薬剤師、公益代表(市議・人権擁護委員・社協・民児協)
 栃木市パブリックコメント手続条例第5条第5号に該当

マイナンバーカードの保険証利用について

令和3年10月20日からマイナンバーカードが保険証として利用できるようになりました。

また、令和6年秋にマイナンバーカードと健康保険証を一体化した「マイナ保険証」の移行が予定されています。

つきましては、7月31日に切れる栃木県国民健康保険証の更新時において、保険証としてのマイナンバーカードのメリットや申請手続きについて掲載したリーフレットを同封し、周知広報を予定しております。⇒リーフレット参照

栃木市で利用できる医療機関数

令和5年2月5日現在

	機関数	利用可能	割合
医科	105件	39件	37.14%
歯科	80件	34件	42.50%
薬局	91件	77件	84.61%
合計	276件	150件	54.35%

機関数…市内ポスター配付機関数

令和5年5月14日現在

	機関数	利用可能	割合
医科	104件	83件	79.80%
歯科	80件	62件	77.50%
薬局	91件	79件	86.81%
合計	275件	224件	81.45%

機関数…市内ポスター配付機関数

栃木市国保のマイナ保険証利用登録数

令和5年1月31日現在

被保険者数	紐付け数	割合
33,448人	10,307人	30.81%

令和5年1月11日現在

令和5年4月31日現在

被保険者数	紐付け数	割合
33,280人	16,463人	49.46%

令和5年4月12日現在